

# 令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。

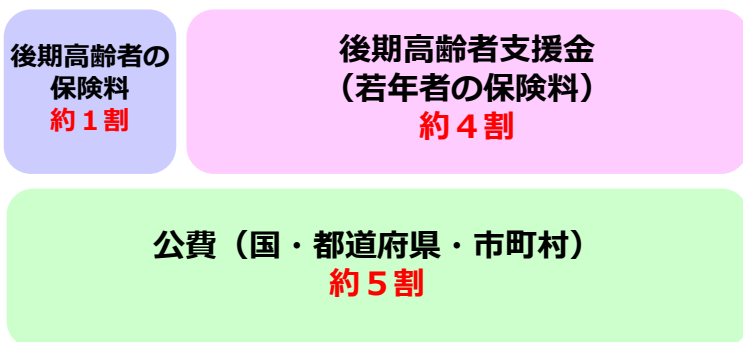
少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

**このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。**

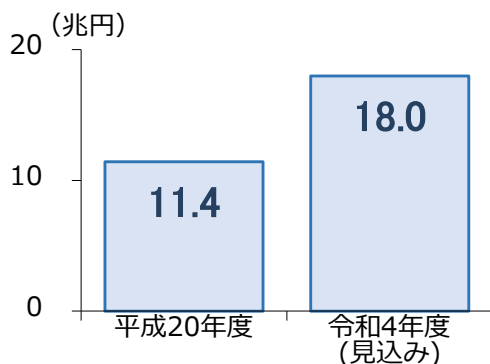
令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、  
**令和6・7年度の保険料に反映されています。**

- ① 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が**同じとなるよう見直し**
- ② **出産育児一時金の費用の一部**を後期高齢者が**支援する仕組みの導入**

## ＜後期高齢者医療制度の財政＞



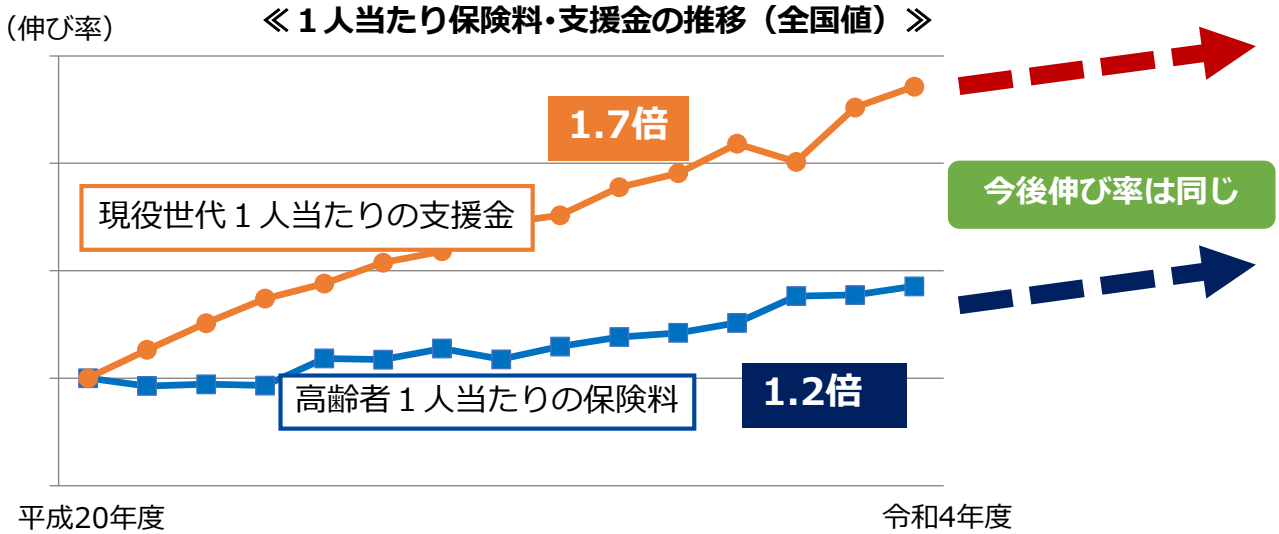
## ＜後期高齢者医療費の動向（全国値）＞



**今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。**

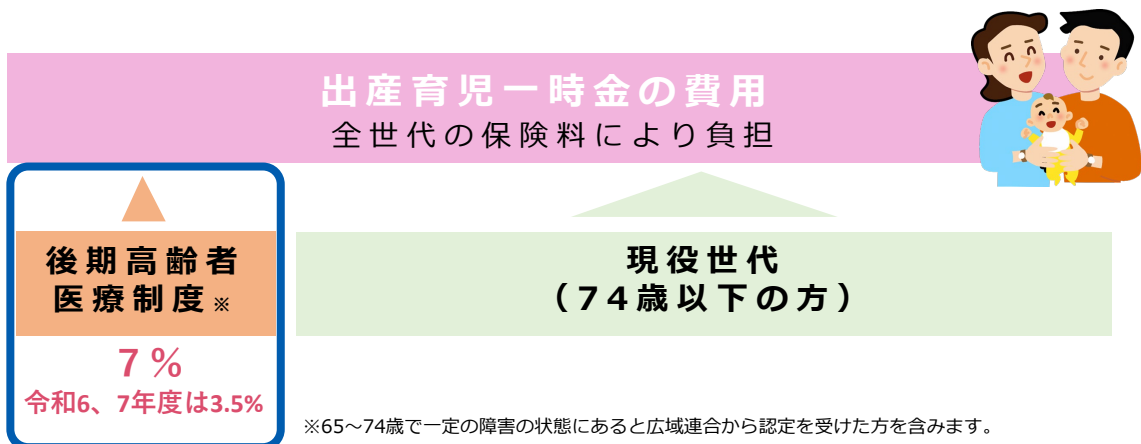
## ポイント①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるようにします

- 「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。**
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和6年度から**「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されました。**



## ポイント② 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まりました。**
- **出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援することになります。**この7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。



# 保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- ① 被保険者の約6割の方<sup>(※1)</sup>（例：年金収入153万円相当以下の方）は、**制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- ② 一定以下の収入の方（例：年金収入153万円～211万円相当の方）は、収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- ③ 収入が高い方（約1,000万円を超える方）は、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）について、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**（※3）

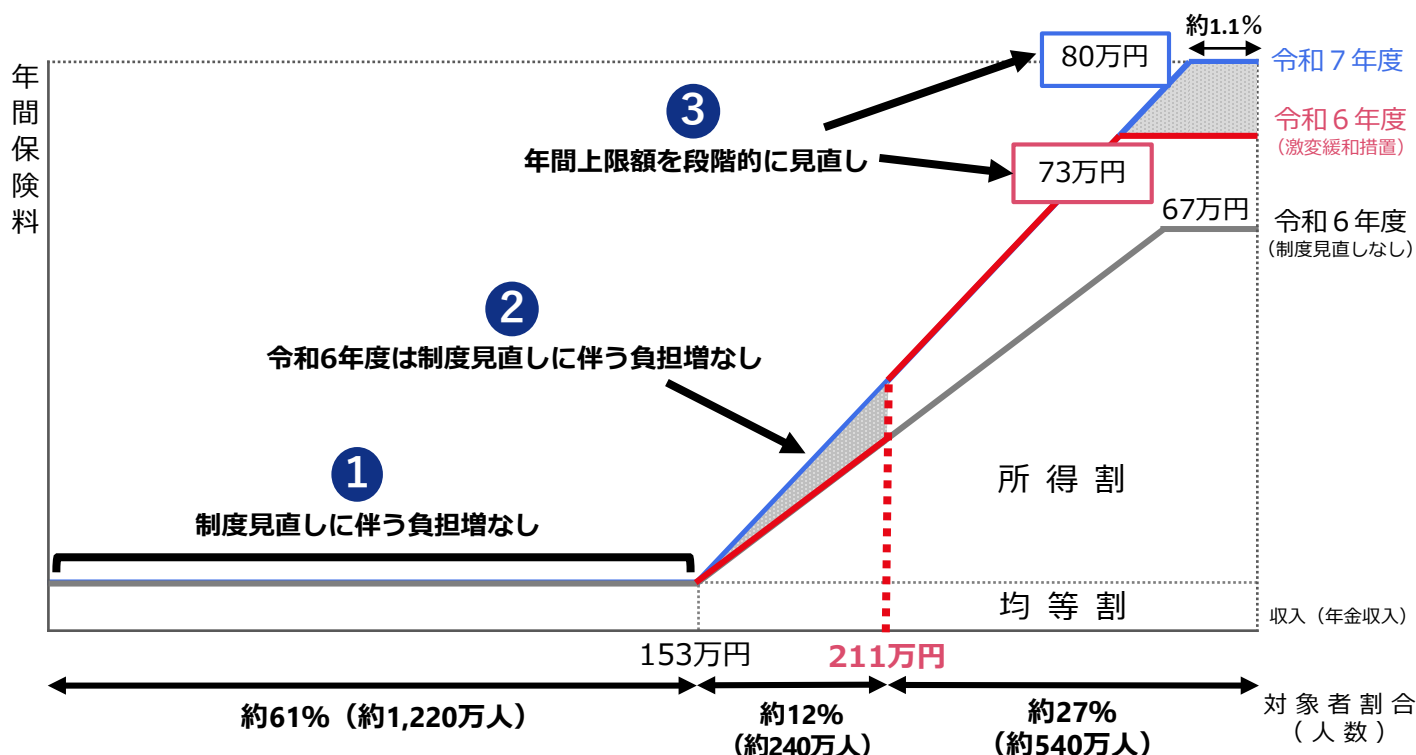
※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因（人口構成の変化や医療費の増加等）により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。

① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方

② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方

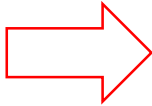


※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。

令和6・7年度の保険料率について

栃木県後期高齢者医療広域連合では、制度改正と被保険者の増加に伴う医療費の増加を踏まえ、次のとおり保険料率を改定しました。なお、改定にあたり、剰余金を活用し、保険料率の急激な上昇の抑制を行いました。

令和4・5年度  
均等割額43,200円  
所得割率8.54%  
賦課限度額660,000円



令和6・7年度  
均等割額45,600円  
所得割率8.84%（※1）  
賦課限度額800,000円（※2）

- ※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の方は、令和6年度に限り所得割率を8.54%とします。
- ※2 令和6年3月31日時点で後期高齢者医療の資格を取得している方と一定の障害により資格を取得する方については、令和6年度に限り賦課限度額を73万円とします。

保険料の計算例

| 収入        | 第8期      | 第9期                    |                         | 世帯例                                                         |
|-----------|----------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------|
|           | 令和4・5年度  | 令和6年度                  | 令和7年度                   |                                                             |
| 年収80万円    | 12,900円  | 13,600円<br>〔+700円〕     | 13,600円<br>〔+700円〕      | 単身世帯<br>年金収入のみ<br>均等割額<br>（7割軽減該当）                          |
| 年収200万円   | 74,600円  | 76,600円<br>〔+2,000円〕   | 78,000円<br>〔+3,400円〕    | 単身世帯<br>年金収入のみ<br>均等割額<br>（2割軽減該当）                          |
| 年収400万円   | 187,500円 | 194,900円<br>〔+7,400円〕  | 194,900円<br>〔+7,400円〕   | 単身世帯<br>年金収入200万円<br>給与収入200万円                              |
| 年収1,300万円 | 660,000円 | 730,000円<br>〔+70,000円〕 | 800,000円<br>〔+140,000円〕 | 単身世帯<br>年金収入110万円<br>給与収入<br>1,190万円<br>（R6.3.31時点<br>被保険者） |

〔 〕内は令和4・5年度と比較した際の増減になります。

保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-122-140)

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、

- 各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
- お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで